

第21 戦傷病者等の妻に対する特別給付金(第二十回特別給付金)事務の処理状況調

平成15年12月末現在

	請求書 受付件数 A	請求書 進達件数 B	請求書 裁定件数 C	処理済 件数 D=(B+C)	未処理 件数 A-D	備 考
01	北海道	22	5	17	22	0
02	青森	4	1	3	4	0
03	岩手	4	0	4	4	0
04	宮城	1	0	1	1	0
05	秋田	1	0	1	1	0
06	山形	11	0	11	11	0
07	福島	11	1	10	11	0
08	茨城	11	2	9	11	0
09	栃木	5	1	4	5	0
10	群馬	9	2	7	9	0
11	埼玉	9	4	5	9	0
12	千葉	16	10	6	16	0
13	東京	39	20	19	39	0
14	神奈川	20	15	5	20	0
15	新潟	15	1	14	15	0
16	富山	1	0	1	1	0
17	石川	7	0	7	7	0
18	福井	8	0	8	8	0
19	山梨	2	0	2	2	0
20	長野	14	3	11	14	0
21	岐阜	9	0	9	9	0
22	静岡	13	2	11	13	0
23	愛知	12	3	9	12	0
24	三重	5	0	5	5	0
25	滋賀	3	0	3	3	0
26	京都	6	2	4	6	0
27	大阪	26	12	14	26	0
28	兵庫	5	3	2	5	0
29	奈良	3	0	3	3	0
30	和歌山	6	1	5	6	0
31	鳥取	3	0	3	3	0
32	島根	4	1	3	4	0
33	岡山	6	0	6	6	0
34	広島	16	1	15	16	0
35	山口	7	0	7	7	0
36	徳島	3	0	3	3	0
37	香川	5	1	4	5	0
38	愛媛	2	0	2	2	0
39	高知	5	0	5	5	0
40	福岡	19	3	8	11	8
41	佐賀	4	1	3	4	0
42	長崎	16	4	12	16	0
43	熊本	7	1	6	7	0
44	大分	9	1	8	9	0
45	宮崎	12	0	12	12	0
46	鹿児島	21	1	20	21	0
47	沖縄	9	0	9	9	0
	計	446	102	336	438	8

第22 戦傷病者等の妻に対する特別給付金(第十三回特別給付金「を号」)事務の処理状況調

平成15年12月末現在

	請求書 受付件数 A	請求書 進達件数 B	請求書 裁定件数 C	処理済 件数 D=(B+C)	未処理 件数 A-D	備 考
01	北海道	229	38	191	229	0
02	青森	101	3	98	101	0
03	岩手	98	7	91	98	0
04	宮城	64	3	61	64	0
05	秋田	100	1	94	95	5
06	山形	139	4	134	138	1
07	福島	182	8	173	181	1
08	茨城	203	10	193	203	0
09	栃木	150	11	139	150	0
10	群馬	118	11	102	113	5
11	埼玉	146	59	86	145	1
12	千葉	277	68	209	277	0
13	東京	353	169	183	352	1
14	神奈川	218	130	88	218	0
15	新潟	319	4	315	319	0
16	富山	152	7	145	152	0
17	石川	117	8	109	117	0
18	福井	72	0	72	72	0
19	山梨	36	1	35	36	0
20	長野	197	3	194	197	0
21	岐阜	181	6	175	181	0
22	静岡	162	11	150	161	1
23	愛知	252	49	200	249	3
24	三重	190	10	179	189	1
25	滋賀	72	3	69	72	0
26	京都	203	32	171	203	0
27	大阪	395	187	208	395	0
28	兵庫	283	60	220	280	3
29	奈良	109	24	85	109	0
30	和歌山	113	9	104	113	0
31	鳥取	70	1	69	70	0
32	島根	118	2	109	111	7
33	岡山	179	22	153	175	4
34	広島	274	18	256	274	0
35	山口	204	10	194	204	0
36	徳島	112	4	108	112	0
37	香川	121	4	117	121	0
38	愛媛	112	6	106	112	0
39	高知	136	3	121	124	12
40	福岡	334	44	202	246	88
41	佐賀	88	3	83	86	2
42	長崎	192	14	178	192	0
43	熊本	175	5	170	175	0
44	大分	154	12	142	154	0
45	宮崎	181	13	167	180	1
46	鹿児島	337	14	323	337	0
47	沖縄	60	2	58	60	0
	合 計	8,078	1,113	6,829	7,942	136

第23 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第六回特別弔慰金)事務の処理状況調

平成15年12月末現在

	請求書 受付件数 A	請求書 進達件数 B	請求書 裁定件数 C	処理済 件数 D=(B+C)	未処理 件数 A-D	備 考
01	北海道	39,757	4,791	34,966	39,757	0
02	青森	19,319	868	18,451	19,319	0
03	岩手	22,892	807	22,085	22,892	0
04	宮城	30,296	1,971	28,325	30,296	0
05	秋田	23,606	561	23,045	23,606	0
06	山形	26,579	546	26,032	26,578	1
07	福島	33,979	1,577	32,402	33,979	0
08	茨城	38,744	3,593	35,151	38,744	0
09	栃木	26,503	1,946	24,557	26,503	0
10	群馬	28,853	2,001	26,848	28,849	4
11	埼玉	41,656	12,910	28,745	41,655	1
12	千葉	40,934	11,458	29,476	40,934	0
13	東京	65,888	26,460	39,419	65,879	9
14	神奈川	43,500	19,753	23,747	43,500	0
15	新潟	49,172	1,080	48,089	49,169	3
16	富山	15,631	635	14,996	15,631	0
17	石川	17,911	979	16,931	17,910	1
18	福井	19,027	659	18,368	19,027	0
19	山梨	15,119	632	14,487	15,119	0
20	長野	33,735	1,302	32,433	33,735	0
21	岐阜	34,882	2,637	32,245	34,882	0
22	静岡	49,048	3,460	45,588	49,048	0
23	愛知	63,496	10,902	52,594	63,496	0
24	三重	36,621	2,212	34,405	36,617	4
25	滋賀	22,658	2,193	20,465	22,658	0
26	京都	34,416	5,432	28,984	34,416	0
27	大阪	66,982	26,997	39,975	66,972	10
28	兵庫	64,001	12,965	51,036	64,001	0
29	奈良	21,452	3,970	17,475	21,445	7
30	和歌山	24,548	1,573	22,974	24,547	1
31	鳥取	14,165	695	13,470	14,165	0
32	島根	19,990	607	19,383	19,990	0
33	岡山	33,554	2,605	30,949	33,554	0
34	広島	48,387	4,050	44,336	48,386	1
35	山口	28,333	2,919	25,401	28,320	13
36	徳島	21,254	715	20,539	21,254	0
37	香川	21,987	1,167	20,820	21,987	0
38	愛媛	28,211	1,382	26,829	28,211	0
39	高知	18,454	570	17,884	18,454	0
40	福岡	60,717	11,702	49,014	60,716	1
41	佐賀	21,627	1,367	20,260	21,627	0
42	長崎	36,290	2,460	33,828	36,288	2
43	熊本	38,404	2,143	36,260	38,403	1
44	大分	26,108	1,622	24,486	26,108	0
45	宮崎	23,937	1,744	22,193	23,937	0
46	鹿児島	44,040	1,265	42,775	44,040	0
47	沖縄	62,690	245	62,445	62,690	0
	合 計	1,599,353	204,128	1,395,166	1,599,294	59

第24 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第七回特別弔慰金)事務の処理状況調

平成15年12月末現在

	請求書 受付件数 A	請求書 進達件数 B	請求書 裁定件数 C	処理済 件数 D=(B+C)	未処理 件数 A-D	備 考	
01	北海道	1,645	210	1,433	1,643	2	
02	青 森	820	49	771	820	0	
03	岩 手	1,102	47	1,055	1,102	0	
04	宮 城	1,296	144	1,151	1,295	1	
05	秋 田	907	29	878	907	0	
06	山 形	970	36	934	970	0	
07	福 島	1,425	101	1,324	1,425	0	
08	茨 城	1,505	248	1,257	1,505	0	
09	栃 木	889	108	781	889	0	
10	群 馬	884	136	743	879	5	
11	埼 玉	1,871	882	989	1,871	0	
12	千 葉	2,172	807	1,365	2,172	0	
13	東 京	4,066	1,655	2,408	4,063	3	
14	神奈川	2,296	1,338	957	2,295	1	
15	新 潟	1,846	71	1,775	1,846	0	
16	富 山	747	49	698	747	0	
17	石 川	813	55	758	813	0	
18	福 井	829	31	798	829	0	
19	山 梨	501	48	453	501	0	
20	長 野	1,231	87	1,144	1,231	0	
21	岐 阜	1,302	179	1,123	1,302	0	
22	静 岡	2,148	223	1,925	2,148	0	
23	愛 知	2,899	624	2,275	2,899	0	
24	三 重	1,601	151	1,450	1,601	0	
25	滋 賀	804	131	673	804	0	
26	京 都	1,292	243	1,049	1,292	0	
27	大 阪	3,749	1,670	2,078	3,748	1	
28	兵 庫	2,988	928	2,060	2,988	0	
29	奈 良	907	242	653	895	12	
30	和歌山	1,082	83	999	1,082	0	
31	鳥 取	556	31	525	556	0	
32	島 根	1,151	35	1,116	1,151	0	
33	岡 山	1,588	182	1,406	1,588	0	
34	広 島	2,863	350	2,513	2,863	0	
35	山 口	1,584	189	1,395	1,584	0	
36	徳 島	914	44	870	914	0	
37	香 川	1,098	102	996	1,098	0	
38	愛 媛	1,393	99	1,294	1,393	0	
39	高 知	1,085	41	1,044	1,085	0	
40	福 岡	2,864	665	2,188	2,853	11	
41	佐 賀	990	99	891	990	0	
42	長 崎	1,477	89	1,387	1,476	1	
43	熊 本	1,621	127	1,493	1,620	1	
44	大 分	1,141	86	1,055	1,141	0	
45	宮 崎	1,265	106	1,159	1,265	0	
46	鹿 児 島	2,276	77	2,199	2,276	0	
47	沖 縄	3,145	28	3,117	3,145	0	
	合 計	73,598	12,955	60,605	73,560	38	

## 第25 都道府県別援護年金受給者数

平成15年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	55	391	110	556
青森	19	272	36	327
岩手	32	306	54	392
宮城	49	432	82	563
秋田	9	202	24	235
山形	13	213	30	256
福島	38	270	85	393
茨城	35	309	104	448
栃木	28	177	34	239
群馬	19	217	46	282
埼玉	48	398	103	549
千葉	42	575	109	726
東京	138	871	268	1,277
神奈川	58	651	148	857
新潟	46	495	65	606
富山	16	177	25	218
石川	23	320	55	398
福井	22	214	33	269
山梨	14	102	27	143
長野	50	307	79	436
岐阜	35	368	81	484
静岡	61	650	169	880
愛知	111	719	365	1,195
三重	50	467	84	601
滋賀	22	218	39	279
京都	38	420	99	557
大阪	85	1,023	175	1,283
兵庫	87	848	163	1,098
奈良	19	212	48	279
和歌山	35	315	62	412
鳥取	12	180	37	229
島根	38	271	60	369
岡山	75	576	97	748
広島	280	856	817	1,953
山口	82	502	146	730
徳島	23	296	44	363
香川	27	297	49	373
愛媛	48	439	75	562
高知	35	431	43	509
福岡	89	741	161	991
佐賀	20	231	66	317
長崎	99	482	300	881
熊本	68	443	100	611
大分	36	331	70	437
宮崎	50	411	94	555
鹿児島	106	844	153	1,103
沖縄	665	1,093	3,493	5,251
外国居住	15	21	60	96
合計	3,065	20,584	8,667	32,316

## 第26 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成16年1月末現在

区 分	平成14年度 ま で	平成15年度 (平16.1末)	計
① 加算改定	814,600	471	815,071
② 一時恩給 (一時扶助料)	693,180	301	693,481
③ 普通恩給	1,125,581	165	1,125,746
④ その他の恩給	3,155,722	530	3,156,252
計	5,789,083	1,467	5,790,550

- 注 ① 「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定をいう。
- ② 「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給をいう。
- ③ 「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給(普通扶助料を含む。)をいう。
- ④ 「その他の恩給」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で①、②及び③以外の恩給をいう。

(2)各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

区分 県別	調査票送 付件数	加算改定 進達件数			平成16年1月末現在 一時恩給 進達件数		
		13年度	14年度	15年度 (H16.1末)	13年度	14年度	15年度 (H16.1末)
		北海道	1,029	69	14	8	44
青森	251	2	27	8	10	8	6
岩手	270	3	6	2	1	1	1
宮城	525	45	17	0	11	4	6
秋田	707	9	0	23	5	7	4
山形	544	60	8	16	13	9	19
福島	661	80	18	0	37	22	25
茨城	588	6	39	2	6	2	5
栃木	668	53	1	0	17	9	2
群馬	437	6	4	14	34	7	5
埼玉	702	0	6	2	14	12	14
千葉	739	12	25	2	24	26	27
東京	1,861	101	8	3	46	47	41
神奈川	588	25	4	0	17	19	8
新潟	865	30	9	3	12	92	71
富山	518	8	21	3	12	12	17
石川	414	19	2	1	5	0	2
福井	424	0	20	49	11	18	12
山梨	331	29	0	6	4	13	4
長野	1,091	31	28	4	14	11	13
岐阜	473	5	15	0	10	8	5
静岡	788	2	35	8	6	20	18
愛知	1,078	12	6	54	23	14	14
三重	576	19	22	6	6	6	7
滋賀	494	48	24	4	5	4	3
京都	573	17	31	10	7	8	8
大阪	1,113	23	2	0	34	21	23
兵庫	1,128	32	25	4	49	21	46
奈良	409	7	21	0	14	7	11
和歌山	551	10	20	3	7	7	8
鳥取	221	0	0	9	6	3	4
島根	342	3	18	0	2	1	1
岡山	576	10	14	0	9	3	6
広島	832	72	59	10	15	10	14
山口	619	2	52	1	3	7	1
徳島	328	12	20	8	4	2	9
香川	575	62	2	9	10	4	11
愛媛	765	7	2	24	4	8	12
高知	243	2	7	3	11	8	5
福岡	1,336	133	73	9	30	27	10
佐賀	384	29	10	1	10	4	2
長崎	482	0	20	87	15	11	13
熊本	585	11	7	2	17	12	10
大分	415	11	22	4	4	4	4
宮崎	398	40	9	2	6	11	6
鹿児島	649	17	16	19	23	17	13
沖縄	147	9	0	4	11	13	11
合計	29,293	1,183	789	427	678	626	573

備考

- 1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の数を表したものである。
- 2 調査票送付件数は、平成9年9月以降に厚生労働省より各都道府県へ送付した「在職年調査票」の総数である。
- 3 加算改定の進達件数は、普通恩給、普通扶助料、公務扶助料及び増加恩給に併給される普通恩給の総数である。
- 4 一時恩給には一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。

## 第27 援護関係人事等資料の今後のあり方に関する検討会準備会における講師の主な意見



援護関係人事等資料の今後のあり方に関する検討会準備会(第1回～第8回)における講師から出された主な意見(歴史学者)

検討項目	黒沢(歴史学者)	戸部(歴史学者)
<p>1 資料の保存について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保存すべき意義 (歴史的・文化的価値)</li> <li>○保存の方策 (方法、場所、管理等)</li> <li>○県の資料をどうするか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大変貴重な歴史的資料。</li> <li>・国として保存管理するのは当然。</li> <li>・国民共有の財産。</li> <li>・現存する資料は全て保存。</li> <li>・アーキビスト等による保存管理を望む。</li> <li>・県の資料は統合し、国が一括管理。</li> <li>・資料の移送は散逸防止に留意。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常に貴重な資料(特に人事資料)</li> <li>・原資料管理は集中管理を否定。 (所在情報の明示、情報の集中管理が大事)</li> <li>・新たな資料の発掘も必要ではないか。</li> </ul>
<p>2 資料の継承について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○継承の意義</li> <li>○保管施設のあり方(新設、既設)</li> <li>○国民への周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設での保管も一方法だが、やはり厚・労省でそれなりの施設を考えた方がよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後世への継承の意味合いからも、文書資料の意義は大きい。</li> <li>・資料館は不要。但し管理面から収蔵庫は必要。</li> </ul>
<p>3 資料の利活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電子化の是非、意義(国及び県の資料)</li> <li>○ネットワーク化(法的問題)</li> <li>○情報公開(法的問題)</li> <li>○新たな施策 (戦没者名簿、慰霊事業での活用等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子化は有り難い。但し電子化後は、確認を含め原本の保存管理をきちんと行うことが重要。</li> <li>・戦没者名簿の作成、慰霊事業での活用は当然ながら重要。</li> <li>・職業軍人資料は歴史資料として取り扱いを。(公開を)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料は一般利用者向きではない。今後はむしろ研究者向き。その方向で利用方法も検討すべき。</li> <li>・資料の展示等、公開の際、役所の過剰サービスに注意。データ提供程度でよいのではないか。</li> <li>・諸外国の利用者(研究者)へのサービスのあり方について、検討が必要。</li> <li>・電子化後も現物は必要。</li> <li>・公開の基準はしっかり作ること。</li> </ul>
<p>4 人事関係資料以外の資料のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○部隊復員関係資料、GHQ関係文書、他課室保管資料 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GHQ関連文書等は歴史的資料として公開を。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕虜資料、引揚の記録は現在研究の最も盛んな対象領域である。(活用の便宜を…)</li> </ul>
<p>5 組織のあり方</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等との専門スタッフの人事交流を是非。</li> </ul>

援護関係人事等資料の今後のあり方に関する検討会準備会（第1回～第8回）における講師から出された主な意見（法律家）

検討項目	藤原（法律学者）		高芝（法律学者）	
	情報公開法	個人情報保護法	情報公開法	個人情報保護法
<b>1 資料の保存</b> ○保存すべき意義 ○保存の方策 ○県の資料をどうするか。	○保存 ・人事資料という観点から見れば「永久」保存となる		○プライバシーの定義 生存者→本人が自己が欲しない他者へみだりに開示されたくないと考えられる情報  死者→（直接保護説）→死者の人格権を認め、死者の名誉毀損を不法行為とする考え（間接保護説）→死者の人格権は認めるが、死者の名誉毀損を遺族への人格侵害とみなす考え（多数派） ・時の経過により死者の名誉云々は歴史の世界へ移行する	
<b>3 資料の利活用</b> ○電子化の是非、意義 ○ネットワーク化（法的問題） ○情報公開（法的問題） ○新たな施策（戦没者名簿、慰霊事業での活用等）	○利活用（公開） ・公開なりの制度作る場合アクセスをどこまで認めるか要検討  ・開示請求は誰でも可 ・死者も個人 ・対象外にするとということも可能→アーカイブ構想 ・対象外にしても個人情報保護の制約は残る ・5条イの解釈には幅がある→社会通念に沿って判断 ・公務員の場合は時の経過でプライバシー性は一般人より早く薄くなる。→軍人軍属は公務員かとの議論 ・官報登載者であれば、いわゆる職業軍人は公開の対象になりうる  ・同じ資料が図書館等にあるなら公開と解する  ・60年以上経過した文書の記録についてプライバシー保護の観点から実益の有無を検討→実益なしと割り切れれば公開の可能性あり ○戦没者名簿について ・総合的情報公開制度の適用→その場合でも社会的合意は必要		○利活用（公開） ・資料は行政文書であるが、個人識別情報に該当するため不開示となる  ・個人名を出して個人が特定できるような利用の場合は学術条項には該当しにくい  ・一定以上経過した文書であっても生存者であれば保護の対象となる  ・同資料が他国で公開されている、直ちに国内で公開ということにはならない  ・過去に官報等に登載されていたとしても、現在では限られた少数者しか知り得ない場合は、「慣行として公」に直には該当しない ・同じ資料が図書館等で公開されていても直ちに公開とはならない。行政文書であっても個人情報であれば非公開が原則でありに該当するか否かは個別の検討	
	○保存 ・人事資料という観点から見れば「永久」保存となる ○ネットワーク化 ・セキュリティ問題の検討が必要 ○外部委託 ・漏洩等を防ぐ安全確保措置が必要		○戦没者名簿について ・氏名、本籍程度の公開は、センシティブ性が低くかつ50年以上経過しているため、検討する価値はある。（但し、公開目的によっては死者のプライバシー、歴史的事実の探求の自由との関係を考慮する必要がある。）  ・センシティブ性が中立な情報（死亡年月日、場所等）についてはプライバシー侵害との関連を個別検討 センシティブ性の高い情報（不名誉記載、刑罰、病歴等）はプライバシーの侵害の可能性大。50年程度では公開は困難ではないか 公開については50年以上の問題（公文書館規則等）を参考に総合的に判断を ・過去に公開・閲覧された資料についても死者のプライバシーを考慮すべき ・公開に際しては、50年云々という一律ではなく、プライバシー保護の観点で総合的に判断する必要がある  ○外部委託 ・民間委託の場合は情報の漏洩等に十分留意	

援護関係人事等資料の今後のあり方に関する検討会準備会(第1回～第8回)における講師から出された主な意見(関係団体)

検討項目	日本遺族会	借行社	水交会
1 資料の保存について ○保存すべき意義 （歴史的・文化的価値） ○保存の方策 （方法、場所、管理等） ○県の資料をどうするか。	・原本の永久保存は当然。 ・国の一元管理を望む。	・永久保存すべき。 ・国の一元管理を望む。	・「官」により永久保存すべき。 ・極めて価値ある資料、遺産である。
2 資料の継承について ○継承の意義 ○保管施設のあり方(新設、既設) ○国民への周知	・継承により国民が戦没者を忘れな いという観点で意義あり。	・遺族にとって戦争を生き抜いた 証。継承に意義あり。 ・管理面で整った施設を造るべき。	
3 資料の利活用について ○電子化の是非、意義(国及び県の資料) ○ネットワーク化(法的問題) ○情報公開(法的問題) ○新たな施策 (戦没者名簿、慰霊事業での活用等)	・電子化後のネットワークは賛成。	・戦史研究等のため、公開の緩和 を。	・戦史研究等のため活用される資 料である。
4 人事関係資料以外の資料のあり方につ いて ○部隊復員関係資料、GHQ関係文書、 他課室保管資料 等			
5 組織のあり方			

援護関係人事等資料の今後のあり方に関する検討会準備会(第1回～第8回)における講師から出された主な意見(都道府県)

検討項目	山形県	静岡県	兵庫県	愛媛県
1 資料の保存について ○保存すべき意義 (歴史的・文化的価値) ○保存の方策 (方法、場所、管理等) ○県の資料をどうするか。	・歴史的・文化的価値のある資料は保存・継承。(現物を全て保存する必要はない。)	・業務が終了すれば保存の必要はないと考えるが、歴史的価値の有無については別途議論が必要。 ・代表的な資料は保存との考え方もある。	・貴重な歴史的資料であるが、残すかどうか別途判断。残せるのなら残すべき。 ・あるものは残すべき。 ・国の集中管理を望む。	・全て保存すべき。 ・国の一元管理を望む。
2 資料の継承について ○継承の意義 ○保管施設のあり方(新設、既設) ○国民への周知				
3 資料の利活用について ○電子化の是非、意義(国及び県の資料) ○ネットワーク化(法的問題) ○情報公開(法的問題) ○新たな施策 (戦没者名簿、慰霊事業での活用等)	・永久に個人情報なのか疑問。  ・戦没者名簿の利用・公開は遺族の意向を尊重すべき。  ・電子化・ネットワーク化は必要性を感じない。		・戦没者名簿は県名・氏名に限定して公開を。 ・電子化・ネットワーク化は賛成。	・資料の公開は、研究者等への対応を柔軟に。 ・戦没者名簿は遺族の心情等を踏まえると困難か？
4 人事関係資料以外の資料のあり方について ○部隊復員関係資料、GHQ関係文書、他課室保管資料等				
5 組織のあり方	・今後、労苦体験、戦争記録の継承等の施策を社会的に展開させるべき。			

援護関係人事等資料の今後のあり方に関する検討会準備会(第1回～第8回)における講師から出された主な意見(関係機関)

検討項目	国立国会図書館	公文書館	昭和館
1 資料の保存について ○保存すべき意義 (歴史的・文化的価値) ○保存の方策 (方法、場所、管理等) ○県の資料をどうするか。	・戦中資料のため紙質が悪いので、 保管に当たり温度管理等の注意が 必要。	・公文書館移管対象資料もあるので はないか。	・デジタル情報は、物理的衝撃等によ り情報の損失の危険性があるので注 意が必要。 ・デジタル情報は資料性(証拠性等) がないので、原資料の保存は必要。
2 資料の継承について ○継承の意義 ○保管施設のあり方(新設、既設) ○国民への周知			
3 資料の利活用について ○電子化の是非、意義(国及び県の資料) ○ネットワーク化(法的問題) ○情報公開(法的問題) ○新たな施策 (戦没者名簿、慰霊事業での活用等)			・資料の保存・公開は中央的ネットの 下、連携をもって作業を進めるのが効 率的。
4 人事関係資料以外の資料のあり方につ いて ○部隊復員関係資料、GHQ関係文書、 他課室保管資料 等			
5 組織のあり方			

第28 未帰還者等地域別・年次(最終消息)別統計表

平成16年1月1日現在

資料年次 地域	昭和30年以前に	昭和31年～平成8年の間に	平成9年以降に	計 (人)
	最終生存資料のある者	最終生存資料のある者	最終生存資料のある者	
旧ソ連	12	39	0	51
中国	234	87	8	329
北朝鮮	11	36	4	51
その他 (南方等)	15	0	0	15
計	272	162	12	446